

三木市太陽光発電施設の設置に関する条例  
条例の手引き

令和6年4月

## 目次

1 条例の目的（第1条）	・・・1
2 定義（第2条）	・・・1
3 適用の範囲（第3条）	・・・3
4 市の責務（第4条）	・・・4
5 設置者及び管理者の責務（第5条）	・・・4
6 土地所有者の責務（第6条）	・・・5
7 禁止区域（第7条）	・・・5
8 施設基準（第8条）	・・・8
①景観及び生活環境の保全に関する事項	・・・8
②事故等の防止に関する事項	・・・12
③維持及び管理に関する事項	・・・14
④廃止後において行う措置に関する事項	・・・15
9 近隣関係者への説明（第9条）	・・・15
10 事前協議（第10条）	・・・18
11 届出（第11条）	・・・22
12 変更の届出（第12条）	・・・26
13 工事完了の届出（第13条）	・・・28
14 廃止の届出（第14条）	・・・29
15 報告（第15条）	・・・30
16 指導及び助言（第16条）	・・・30
17 勧告及び公表（第17条）	・・・31
18 経過措置	・・・32


### ○本解説における法令等の略称


条 例 : 三木市太陽光発電施設の設置に関する条例

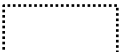
規 則 : 三木市太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則

FIT 法 : 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

### ○枠線による凡例

 : 条例による規定

 : 規則による規定

 : 参考事項等

## 1. 条例の目的

(目的)

第1条 この条例は、市内における太陽光発電施設の設置が、災害並びに公害を防止し、及び景観並びに生活環境に配慮しながら適正に行われるよう必要な事項を定めることにより、地域社会との調和を図ることを目的とする。

### 【解説】

平成24年度に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、市内において太陽光発電施設の導入が急速に増加する一方、建築基準法及び都市計画法の適用を受けないことから、近隣住民へ事業計画の説明不足等の問題などが発生しています。太陽光発電施設の設置における、災害並びに公害を防止し、及び景観並びに生活環境に配慮することにより地域社会との調和を図ることを目的に条例を制定します。

## 2. 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (3) 管理者 太陽光発電施設の管理を行う者をいう。
- (4) 設置工事 太陽光発電施設を設置する工事（当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (6) 近隣関係者 太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境に影響を受けるおそれのある者として規則で定める者をいう。

### 【解説】

#### (1) 太陽光発電施設

太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等)及びその附帯施設(パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。)をいい、それらを設置するために必要な土地も含まれます。建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としています。

具体的には建築物ではなく、太陽電池モジュール等が土地に独立して立っているものや、湖沼、ため池など水面に設置されているものを対象としています。

#### ①太陽光発電施設とFIT法の太陽光発電設備の違い

本条例でいう太陽光発電施設とは、FIT法で定義されている太陽光発電設備よりも広い概念となっています。本条例ではFIT法の認定事業者のみではなく建築物に附属していな

い太陽光発電施設が届出の対象となるため、自家消費型太陽光施設等についても対象となります。

②本条例では、太陽光発電施設のうち、太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等)及びその付属施設(パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。)を併せたものを「工作物」と位置付けており、事業区域内の土地は除くものとしています。

## (2) 設置者

太陽光発電施設を設置する者又は設置を行おうとする者を指す。

## (3) 管理者

太陽光発電施設を維持・管理する者で、設置者から委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電施設を維持・管理する者を指し、設置者が引き続き管理者になる場合も含まれます。

## (4) 設置工事

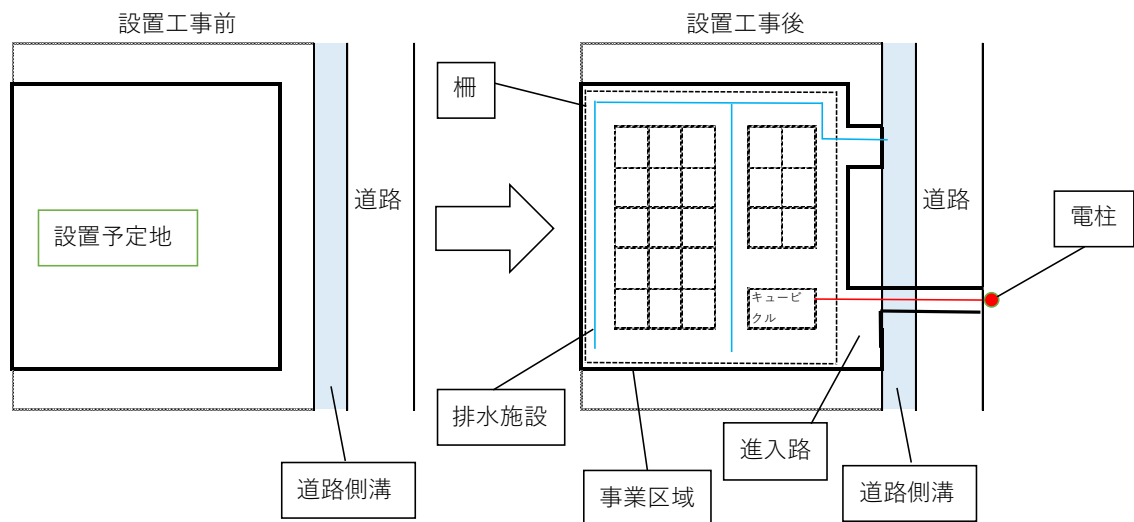
太陽光発電施設の設置に伴う森林の伐採、土砂の切盛、太陽電池モジュールや架台等の設置工事のことをいう。事業地選定のための現地確認、測量等は含まない。

## (5) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電施設等を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路(建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道)から施設までの進入路(当該施設へのアクセスのために必要な管理道等)や敷地を安定させるために造成する部分(法面や擁壁、排水施設等を含む。)も含まれます。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール(フロート部分を含む。)の水平投影面積と、陸上に設置する付属施設等に必要となる土地を加えた土地とします。

### ○事業区域の考え方



※公の道路を横断して高圧線に接続する場合は、道路用地を取得する必要はありませんが、事業区域として面積に加算されます。

(6) 太陽光発電施設の増設又は一体利用について

隣接して複数の太陽光発電施設と接する場合や、複数の太陽光発電施設が存する区域においては、キュービクル等の設備、管理道、排水施設等が共用される場合は、それぞれの区域における設置者が異なる場合でも、原則として一体の事業区域として取り扱うものとします。

(7) 近隣関係者

太陽光発電施設の設置にあたり、近隣関係者とのトラブルを防止するため、近隣関係者への説明を義務付けています。事業計画の説明にあたって、近隣関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な説明を行ってください。

### 3.適用の範囲

(適用の範囲)

第3条 この条例の規定は、発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設について適用する。ただし、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)の規定に基づき届出を行って設置するものを除く。

【解説】

当条例に基づく対象施設は、発電出力が50キロワット以上の太陽光発電施設であって、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するものは、建物と一体的に設置されることにより、建物の所有者等によって日常的に管理されると考えられるため除外としています。また、事業区域が5,000㎡以上の太陽光発電施設については、兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)に基づき届出を行ってください。

(1) 届出の対象範囲

本条例において届出対象となる太陽光発電施設は、発電出力50キロワット以上、事業区域の面積が5,000㎡未満となります。

(2) 事前協議の協議面積について

発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設の設置について事前協議を行う必要があります。

※発電出力50キロワットとはパワーコンディショナーで50キロワットの発電出力があり、高圧連携を行うもののことを言います。

## 4.市の責務

(市の責務)

第4条 市は、第8条第1項に規定する施設基準が遵守され、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

### 【解説】

別に定める施設基準が遵守されるように、太陽光発電施設等の設置計画や状況を把握し、施設基準への適合の確認や必要に応じた指導・助言、勧告・公表など業務の総合的な調整を行うことを市の責務としています。

## 5.設置者及び管理者の責務

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者及び管理者は、関係法令等及びこの条例を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の景観並びに生活環境に十分配慮するとともに、事故、災害、公害等（以下「事故等」という。）の防止及び近隣関係者との良好な関係の構築に努めなければならない。

2 設置者は、太陽光発電施設の設置に伴い事業区域において事故等が発生したとき又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

3 管理者は、太陽光発電施設及び事業区域の適切な管理に努めなければならない。

4 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い廃棄物を適正に処分し、事業区域の修景、整地及び防災上必要な措置を講じなければならない。

### 【解説】

(1) 設置者及び管理者の責務について

① 条例第5条第1項に規定する設置者及び管理者の責務として、森林法、電気事業法、FIT法等の関係法令を遵守するとともに、設置工事から事業区域内の工作物等を撤去するまでの間に、周辺地域の生活環境に十分配慮する必要があります。

② 事故及び紛争が生じた場合、設置者の責任において対処してください。

③ 管理者の責務として、近隣地域の生活環境に支障を生じさせないように太陽光発電施設等を適切に管理するよう努めてください。なお、適切な管理とは、施設基準に適合している状態を保ち続けるほか、FIT法の事業計画策定ガイドライン等に定める維持管理等に関する規定を遵守することを含みます。

④ 事業を終了した太陽光発電施設については廃棄を行うまでの間、適切な維持管理を行ってください。また、廃棄については廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、可能な限り速やかに撤去を行ってください。

## 6.土地所有者の責務

(土地所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、事故等の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある設置者及び管理者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

### 【解説】

土地の所有者の責務として、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある設置者等に対して、当該土地を使用させることのないように努めてください。

## 7.禁止区域

(禁止区域)

第7条 設置者は、次の各号に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）を事業区域としてはならない。ただし、太陽光発電施設の設置に係る事業の内容等が、関係法令の定め適合したものであるときは、この限りではない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は同法第25条の2第1項及び第2項の規定により指定された保安林
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

### 【解説】

#### (1) 禁止区域について

禁止区域は、太陽光発電施設の設置に相当でない区域として規定するものです。防災又は農地の保全の観点から、(1) から (6) の区域を禁止区域としています。

#### (2) 禁止区域の取扱いについて

- ① (1) から (6) の区域の取扱いについては、当該地域への設置について、太陽光発電施設の設置に係る事業の内容が、関係法令の定め適合したものであるときは、この限りではありません。
- ② 禁止区域を含める場合は、届出を行う前に各法令について許可を受け、届出の際には、許可証の写し等を添付すること。

また、条例で定める禁止区域以外にも許可が必要な区域については、事前に関係機関と協議を行い太陽光発電施設の許可を得てください。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の取扱い

①土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害警戒区域については太陽光発電施設の設置を禁止してはいませんが、防災上の観点から、事業区域に土砂災害警戒区域を含まないことが望ましい。

②土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害特別警戒区域については建築物に損害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域であるため、事業区域には含めないこととしています。ただし、法律に基づき許可が得られた場合はこの限りではありません。

(1) 砂防法第2条

砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項

都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。)の意見を聞いて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(3) 地すべり防止法第3条第1項

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これらを「地すべり地域」と総称する。)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は同法第25条の2第1項及び第2項

(第25条第1項)

農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第1号から第3号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあっては、重要流域(二以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重量な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。))内に存するものに限



を保有林として指定することができる。

(第25条の2)

都道府県知事は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するために必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同項第2項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するために必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同項第2項の規定を準用する。

(5) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農用地として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4号に規定する居室をいう。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

※農業振興地域計画に定める農用地区域内の土地である場合、市の農業振興地域整備計画からの除外手続きが必要です。

## 8.施設基準

(施設基準)

第8条 太陽光発電施設の設置等に関する基準（以下「施設基準」という。）は、規則で定める。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観及び生活環境の保全に関する事項
- (2) 事故等の防止に関する事項
- (3) 維持及び管理に関する事項
- (4) 廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(施設基準)

第4条 条例第8条第1項の施設基準は、別表第1に定めるとおりとする。

1 景観及び生活環境の保全に関する事項（規則別表第1）

- (1) 太陽電池モジュールは、反射光が周辺環境を害することのないよう、低反射なものを使用するとともに、当該モジュールの位置及び傾斜角度に十分配慮して設置すること。
- (2) 事業区域が住宅地等と隣接する場合、境界部分については、必要に応じ遮蔽措置を行うこと。
- (3) 太陽光発電施設が近隣住民及び周辺環境に騒音、振動その他の影響を与えないようその配置及び構造について適切な措置を行うこと。
- (4) 事業区域に容易に立ち入れないよう柵等を設置すること。
- (5) 感電事故等が起きないように太陽電池モジュールと柵等の間に適切な距離を確保すること。
- (6) 樹木の伐採は必要最小限とし、設置工事の完了後において当該設置工事に着手する際、事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。
- (7) 湖沼及びため池等の水面に設置する太陽光発電施設にあつては、太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が当該水面の面積に対しておおむね50パーセント以下であること。

### 【解説】

(1) 太陽電池モジュール設置に関すること

太陽光発電施設は住宅地等に隣接して設置される事例も多いため、設計・施工に当たり、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を行ってください。

(2) 反射光及び遮蔽措置に関すること

- ① 光の反射を抑えた、模様が目立たない製品を採用してください。
- ② 季節ごと、時間帯ごとの太陽の角度との関係に注意し、周辺の住宅や道路等に反射光が届かない位置、傾斜角度等とする。それでも、反射光が影響を与える場合には必要に応じ、植栽や塀等を設置し、反射光を遮る措置を講じてください。
- ③ 住宅に隣接して太陽光発電施設を設置する場合、隣接家屋の住民等に対して反射光について丁寧に説明を行ってください。

※太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲を記した影響予想図を作成し添付してください。

※斜面地で周辺に住宅が立地する場所や、高層建築物が近接する場所では、上記①、②のいずれも満たすことが望ましい。

(3) 色彩に関すること

- ① 事業区域に設置される、太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等)及びその附帯施設(パワーコンディショナーや接続箱等の附帯設備を含む。)については、景観に配慮し「低彩度」のものを使用してください。
- ② 「低彩度」とは、マンセル表色系において、おおむね彩度4以下をいう。

(4) 工作物の設置に関すること

太陽光発電施設に設置される工作物の設計が適切でない場合、電気設備の焼損による周辺への延焼の発生、台風等の強風に伴う太陽電池モジュールの飛散や架台の破損等による事故の発生の恐れがあるため、安全性を確保した設計を行ってください。

(5) 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

太陽光発電施設については電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項に定める技術基準に基づき、関係法令、太陽光発電施設設置におけるガイドライン等を参考にし、架台及び基礎の構造耐力上の安全性(地盤に定着された基礎、架台の耐久性、防風性等)を確保し適切に設置してください。

(6) 騒音及び振動の基準

電気事業法の技術基準においては、特定施設の設置に当たり、騒音規制法及び振動規制法に規定する基準を遵守するよう定められています。パワーコンディショナー等の工作物は特定施設に該当しないものの、機器から発生する騒音や振動が周辺の環境に影響を与えないよう、その配置、構造又は設備等に関して十分に配慮する必要があります。

【参考】騒音規制法又は振動規制法について

太陽光発電施設は、一般に、騒音規制法又は振動規制法の規制対象ではないことが想定されるが、騒音及び振動の規制基準について参考値を示す。

(騒音の規制基準)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前 8 時～ 午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	午前 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

(備 考)

第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校基本法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(振動の規制基準)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

(備 考)

第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校基本法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

※騒音の基準及び振動の基準は三木市で規制基準を定めた値です。

※騒音及び振動の規制区域の区分の具体的な位置は、生活環境課に確認すること。

(7) 事故等の防止に関すること

太陽光発電施設は、通常の発電時に作業員が常駐していることは稀であり、無人で運用を

行っている場合が多く、特に地上設置型の工作物については、外観から異常を判断することが容易ではないため、第三者が太陽光発電施設にみだりに近づくことがないように対策を行ってください。

(8) 事故防止及び離隔距離の確保

- ① 事業に関係の無い者が太陽光発電施設にみだりに近づくことにより、感電等の事故が起こらないよう柵や塀などを設置してください。
- ② 柵や塀を設置する際に、外部から容易に太陽電池モジュールに触れることが出来ないよう距離を確保してください。また、届出に添付する図面において、土地利用計画平面図に柵若しくは塀の位置とモジュールとの距離を記載してください。

(9) 森林の保全に関すること

太陽光発電施設の設置において森林の伐採を行うことにより、山林のもつ保水力が低下することから、事業区域への進入路、排水施設等の設置を行うために事業区域内に生育する木竹の伐採は必要最小限度とする。

(10) 残地森林に関すること

森林等を伐採し、太陽光発電施設を設置する場合は、設置工事の着手の際に事業区域内に存在していた森林等の面積のうち、おおむね25パーセント以上の面積の森林等を保全する。なお、工作物の配置計画上、やむを得ず森林等を伐採することにより必要な保全面積が確保できない場合は、事業区域内の別の箇所に新たに緑地を設けることにより必要な面積を確保することも可能とする。ただし、緑化した管理用通路、太陽光パネル下の緑地等は、森林等の面積には含まない。

(11) 森林等の定義について

森林等とは「森林」と「緑地」を指す。

- ① 森林とは
  - ・樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹
  - ・樹木又は竹の集団的生育に供される土地をいう。
- ② 緑地とは
  - ・緑地とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいう。単なる適切な管理がされず、雑草が繁茂している土地は含まない。

(12) 水面の景観

- ① 「湖沼、ため池等」には、調整池も含まれます。
- ② 「太陽電池モジュールの水平投影面積」には、水面に太陽電池モジュールを設置するために必要なフロート部分も含まれます。
- ③ 「水面の面積」とは、常時満水位（平常時最高貯水位）のときの面積をいいます。求積に当たっては必ずしも測量による算定をしなければならないものではなく、図面上算出の

根拠が明確であればよいものとします。

※常時満水位とは、非渇水時に貯留することとした貯水の堤体直上流における最高水位をいう。

## 2 事故等の防止に関する事項（規則別表第1）

- (1) 太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。ただし、地盤調査等によりその安定が確認できる場合は、この限りでない。
- (2) 事業区域から土砂等が事業区域外へ流出しないよう措置を講じること。
- (3) 雨水等を有効に排水するための措置を講じること。
- (4) 太陽光発電施設の異常を発見したとき及び緊急時の連絡先を表示した標識を設置すること。

### 【解説】

#### (1) 災害の防止に関すること

太陽光発電施設の設計が適切に行われなかった場合、事業区域の周辺に雨水や土砂の流出、地すべり等を発生させる恐れがあるため、土地の形状、形質に対応した適切な設計、措置を行う必要がある。

#### (2) 地盤及び排水に関すること

- ① 太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確保できる場合はこの限りではない。
- ② 禁止区域は太陽光発電施設の設置に相当でない区域として規定するものです。防災上又は農地の保全の観点から、条例第7条に掲げる区域を禁止区域としています。
- ③ 事業区域において切土、盛土等の造成を行う場合は、進入路の確保や排水施設等の設置のための必要最小限のものとしします。
- ④ 事業区域からの土砂の流出を防ぐため、切土、盛土で生じた法面、事業区域内に既に存在する法面について植生による保護を行ってください。植生による保護のみで法面の浸食を防止できない場合は、人工材料による適切な保護を行ってください。
- ⑤ 事業区域から雨水が適切に排出されるよう適切な放流先へ排水を行ってください。
- ⑥ 排水施設はコンクリート、塩化ビニール管などその目的及び必要性に応じて堅固で耐久性のある材料で作られたものを使用する。なお、素掘水路の使用は認めない。
- ⑦ 事業区域の規模、地形、降雨量等及び放流先の排水能力を考慮し、後記【参考】の算定方式を参考に、調整池その他施設の設置や勾配等、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される措置を取ってください。

#### (3) 緊急時の対応に関すること

太陽光発電施設の異常の発見時及び緊急時に連絡を取ることができるよう太陽光発電施設の名称、設置場所の住所、太陽光発電施設の発電出力、設置者及び管理者の名称及び連絡先その他必要事項を掲載する標識を、事業区域内の見やすい場所に設置してください。

【参考】

(1) 計画雨水量(Q)の算定

$$Q=1/360 \times C \times I \times A (\text{m}^3/\text{sec})$$

C:流出係数	① 下記②、③以外	1.0
	② 公園、ゴルフ場、造成緑地	0.8
	③ 植生の良い自然林	0.7

I:降雨強度 120 mm/hr (左記降雨強度の降雨継続時間は、10分間とする)

A:集水面積 (ha)

(2) 計画通水量(Q')の算定

$$Q' = A \times V$$

A:断面積 (m<sup>2</sup>)

V:流速 (m/sec)

流速は Manning または Kutter の公式により算出する。

0.8~3.0m/s を標準とし、下流に行くに従って漸増させる。

(Kutter公式)

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \cdot \frac{n}{\sqrt{R}}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$

(Manning公式)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

n:粗度係数

①ヒューム管	・ ・ 0.013
②コンクリート面 (工場製品)	・ ・ 0.013
③コンクリート面 (現場打ち)	・ ・ 0.015
④石積	・ ・ 0.025
⑤硬質塩化ビニール管	・ ・ 0.010

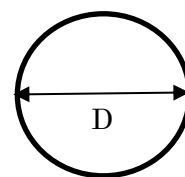
R:径深 (m) R=A/P

P:流水の潤辺長 (m)

A:流水の断面積 (m<sup>2</sup>)

①円形管渠（満管）

$$P = \pi D \quad A = (D/2)^2 \times \pi$$

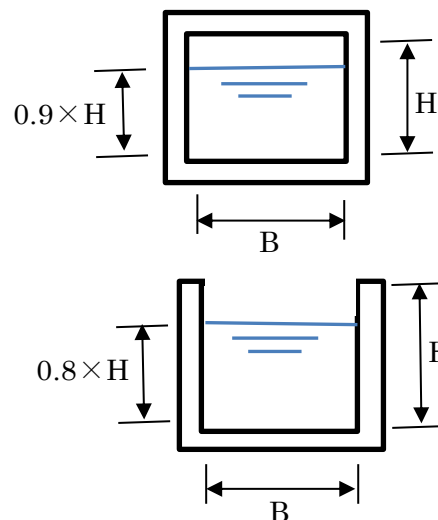


②暗渠（9割水深）

$$P = 2 \times (0.9 \times H) + B \quad A = (0.9 \times H) \times B$$

②開渠（8割水深）

$$P = 2 \times (0.8 \times H) + B \quad A = (0.8 \times H) \times B$$



I：排水路勾配 下流に行くに従って緩勾配とする。

(3) 計画雨水量は、次式を満足させること。

$$\text{計画雨水量 (Q)} \leq \text{計画通水量 (Q')} \times 0.8$$

### 3 維持及び管理に関する事項（規則別表 1）

- |  |
|--|
| <p>(1) 事業区域からの建設残材の飛散や、雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理に努めること。</p> <p>(2) 破損した太陽光発電施設を放置しないこと。</p> |
|--|

#### 【解説】

(1) 維持管理に関すること

太陽光発電施設を継続的かつ適切に実施するためには、工作物の安全確保、発電性能維持のみではなく、周辺環境や地域住民に対しても危険が及んだり生活環境を損なったりすることがないようにする必要があります。

(2) 維持管理に関すること

- ① 事業区域からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう管理に努めてください。
- ② 破損した太陽光発電施設をそのまま放置せず、修繕等の適切な管理に努めてください。



#### 4 廃止後において行う措置に関する事項（規則別表 1）

- (1) 太陽光発電施設の廃止後は、当該施設の撤去までの期間において適切な維持管理を行うこと。
- (2) 太陽光発電施設の撤去及び処分に当たっては、関係法令等を遵守し、太陽光発電施設の廃止後速やかに行うこと。

#### 【解説】

##### (1) 廃止に関すること

太陽光発電施設の事業終了後、工作物等の撤去については、設置者及び管理者の責任のもとで確実かつ適切に実施される必要がある。

##### (2) 廃棄までの維持管理について

事業を終了した太陽光発電施設について撤去までの期間、適切に維持管理してください。

##### (3) 撤去及び廃棄について

太陽光発電施設の撤去及び処分に当たっては、使用済の太陽光モジュール等が産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行ってください。

## 9. 近隣関係者への説明

#### （近隣関係者への説明）

第9条 設置者は、設置工事を行おうとするときは、あらかじめ、近隣関係者に対し、当該太陽光発電施設の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）について説明を行わなければならない。

2 前項の説明を行うに当たっては、設置者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 設置者は、第1項の規定による近隣関係者への説明をしたときは、規則で定めるところにより、当該説明をした内容を市長に報告しなければならない。

#### （近隣関係者の範囲）

第3条 条例第2条第6号の生活環境に影響を受けるおそれのある者として規則で定める者は、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の境界から10メートル以内の土地の所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（一時的に使用するために設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町若しくは字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(近隣関係者への説明に係る報告)

第5条 条例第9条第3項の規定による報告は、近隣関係者説明実施報告書(様式第1号)により行うものとする。

【解説】

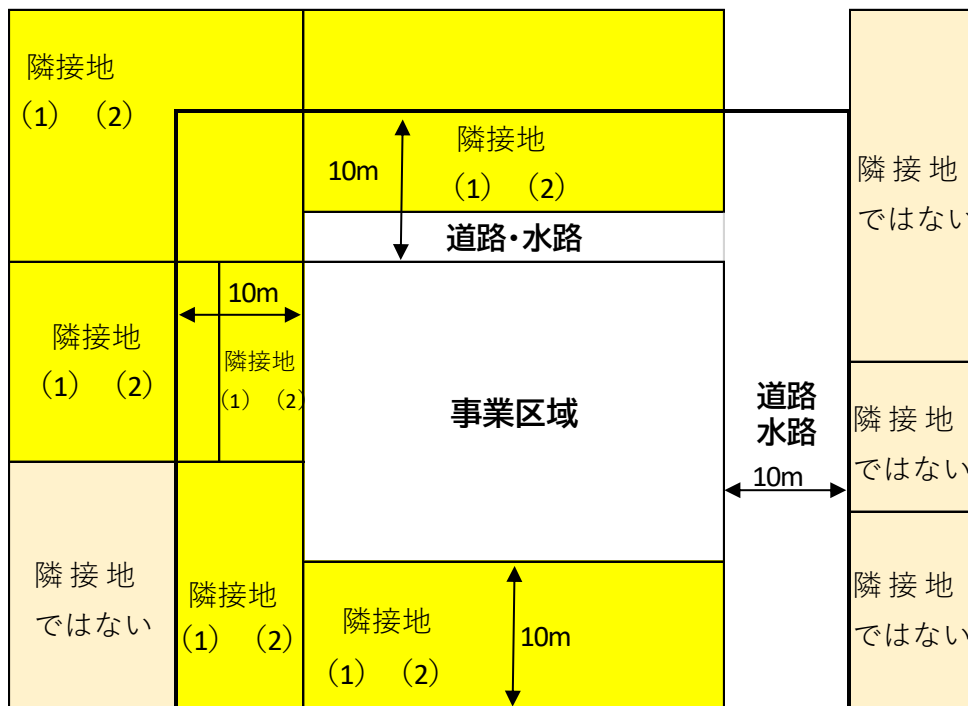
(1) 近隣関係者への説明

太陽光発電施設等の設置に当たり、住民とのコミュニケーション不足によりトラブルの原因となることが少なくないことから、事前に事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るため、本条例において近隣関係者への説明を義務付けている。

(2) 近隣関係者の範囲及び考え方について

- ① 近隣関係者は、施設の規模、周辺の地形等により、影響を及ぼす範囲は様々であり、一律にその範囲を条例において示すことは困難であることから、規則第3条において、共通の者として第1号から第3号を規定するほか、地域の実情に応じて個別に指定できるような第4号を規定している。
- ② 近隣説明者の説明範囲は事業区域から10メートル以内の土地の所有者、借地権を有する者と事業区域の属する自治会員全員に対して説明を行ってください。
- ③ 近隣説明者の範囲に係る所有者等の確認は、設置者の責任において行ってください。市では調査及び情報の提供は行いません。

※規則第3条1項1号及び第2号において規定する近隣関係者の範囲は、おおむねイメージ図のとおりとする。(1)、(2)は、それぞれ規則第3条第1号、第2号を示す。)



(3) 届出書類に対する近隣関係者への説明の時期について

条例第9条第1項、条例第12条第3項及び第4項において、それぞれ近隣関係者への説明を義務付けているが、条例の規定ごとの考え方は下記のとおりです。

条例の規定	説明内容・考え方
条例第9条第1項による近隣関係者への説明 ※太陽光発電施設の事業計画の届出	太陽光発電施設の設置に関して近隣関係者とのコミュニケーション不足がトラブルの原因となることから、近隣説明を行い近隣関係者の理解を得た後、市と事前協議を行う事により近隣説明で必要な説明を行っているか確認を行い助言・指導を行う。  事業計画については条例第9条1項により近隣関係者への説明及び条例第10条第1項の事前協議を行った後、条例第11条第1項の届出を行う。
条例第12条第3項の近隣関係者への説明 ※設置工事の着手予定日等の変更の届出	条例第11条第2項第2号から第5号までの変更については、設置工事に関する重要な変更であるため、変更する事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、工事着手の30日前までに行う届出より前に説明が必要である。
条例第12条第4項の近隣関係者への説明 ※設置者の氏名等の変更の届出 ※設置工事の着手予定日等の変更の届出	条例第11条第2項第1号及び第2号の変更については、設置工事に直接関係しない設置者の氏名等の変更が生じた場合は変更後遅滞なく説明が必要である。  なお、この場合の近隣説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととする。

(4) 近隣説明の方法について

- ① 近隣関係者への説明については個別に説明するか、又は自治会等のまとまった者を対象とする場合には説明会によることもできる。その場合、欠席者に対しては、自治会長等と相談の上で、個別説明又は書面（回覧、ポスティング等）による説明を行ってください。
- ② 近隣説明においては、近隣関係者の理解が得られるように努めなければならない。しかしながら、下記のように、近隣関係者が説明に応じない場合や応じられない理由を明らかにしないなどの場合に限り、その旨を意見及び回答一覧に明記し、事業計画を届け出るとも可能とする。

ケース	その対応例
訪問しても住民がいない	平日や休日など複数回訪問するとともに、自治会などに居住者の所在の情報提供を受けながら、説明の機会の確保に努める。なお、その結果面会できない場合は、書面による説明に代える。
訪問したが話を聞いてくれない	多忙な場合もあるため、平日や休日など複数回訪問し、説明の機会に努める。なお、どうしても面談できない場合はその理由を明らかにするとともに、書面による説明に代える。

(5) 近隣関係者の理解が得られない場合の対応例

説明会等において事業計画の内容を十分に説明し、反対意見が出ないように努力する。反対意見があった場合でも、その意見を十分に聴いた上で、設置者の考え方や周辺環境に及ぼす影響等について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努める。

(6) 近隣関係者の中に反対者がいた場合の対応例

理解が得られるよう可能な限り努力しても、反対する者がある場合は、意見及び回答一覧において、近隣関係者からどのような意見があったのか、それに対してどのような対応を行ったのかを明記して、事業計画を届け出ることとする。

近隣関係者の意見に対する対応が不十分と判断した場合は、届出者に対して誠意を持って対応するよう、指導、助言を行うこととする。

指導、助言に当たっては、施設基準を満たしており、近隣関係者の意見に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、理解が得られない場合などもあるため、近隣関係者の意見や対応内容を確認し、適宜判断することとなる。

## 10. 事前協議

(事前協議)

第10条 前条第3項による報告をした設置者は、あらかじめ、三木市環境保全条例（昭和50年三木市条例第22号）第19条の規定により市長と協議しなければならない。

2 第3条ただし書の規定にかかわらず、前項の規定は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定により届け出なければならない太陽光発電施設についても適用する。

### 【解説】

(1) 事前協議について

太陽光発電施設において設置工事の届出を行う前に、事前協議を行い届出の内容について協議を行わなければなりません。

事前協議については三木市環境保全条例の様式1号の事前協議申出書により協議を行います。事前協議については生活環境を阻害する恐れのある事業の取り扱いとなりますが、協議に加え太陽光発電施設事業計画届の事前審査を行うことになるため、添付書類については太陽光発電施設事業計画届に必要な書類一式を添付する必要があります。

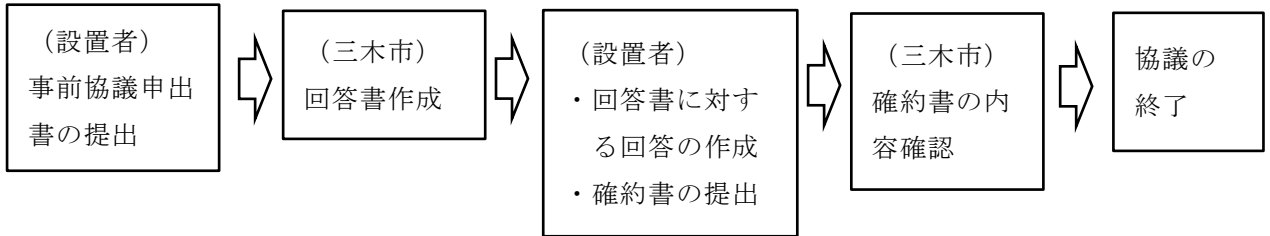
また、兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例に対する事前協議についても兵庫県へ届出を行う前に三木市と事前協議を行う必要があります。

(2) 事前協議の適用範囲について

太陽光発電施設の届出について条例では発電出力50キロワット以上、5,000㎡未満となっていますが、事前協議については事業計画周辺の住環境への配慮、他法令による届出などの助言等を行う必要があるため、兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の規定に基づく届出に対しても協議するよう条例第10条第2項に規定しており、発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設の設置について事前協

議を行う必要があります。提出については正本1部、副本5部を提出してください。

(3) 事前協議の流れ



(4) 事前協議に必要な書類

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 工事の概要 (4) 生活環境の保全に関する事項 (5) 災害の防止に関する事項 (6) 維持・管理に関する事項 (7) 廃止後において行う措置に関する事項
2 位置図	1/2, 500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (4) 関係法令に基づく規制区域等
3 現況写真		(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真。 (2) 現況写真との照合符号及び撮影方向のわかる平面図 (1/2, 500以上)
4 公図の写し		不動産登記法 (平成16年法律第123号) 第14号第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し。 (事業区域及びその隣接地の地番、地目、地積、所有者の住所、氏名等を記入すること。)
5 土地登記簿謄本		事業区域の土地登記簿謄本の写し (事業区域を賃貸借している場合は、加えて、権利関係が確認できるもの。)
6 法人登記簿謄本 (法人以外は設置		

者の住民票)		
7 求積図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式
8 土地利用計画平面図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法、色彩 (5) 事業区域内の植栽 (6) 事業区域内の柵、塀、擁壁等の位置及び形状 (7) 柵、塀から太陽電池モジュールまでの距離 (8) 施設の設置完了時における土地の形状 (9) 縦横断線の位置
9 土地利用計画縦横断図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 施設の完了時における土地の形状 (4) 工作物の形状、高さ (5) 事業区域内の柵、塀、擁壁等の形状、高さ (6) 太陽電池モジュールの傾斜角度 (7) 事業区域内の地盤の形状及び勾配 (8) 縦横断線の位置
10 完成予想カラー図		
11 影響予想図		太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
12 排水流域図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 集水系統のブロック別色分け (4) 地表水及び排水施設の水の流れの方向 (5) 流量計算書との照合符号 (6) 放流先水路の水の流れの方向、位置及び放流先水路の名称
13 排水施設計画図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 排水の区域界 (4) 排水施設の位置、種類、材料、内法寸

		<p>法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称</p> <p>(5) 流量計算書との照合符号</p> <p>(6) 放流先水路断面</p> <p>(7) 排水施設構造図等 (1/50以上)</p>
14 流量計算書		区域内の雨水排水に係る計算書
15 造成計画平面図	1/1,000以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の境界</p> <p>(3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状</p> <p>(4) 切土等を行った後の地盤面の計画高</p> <p>(5) 崖又は擁壁の位置</p> <p>(6) 法面保護の方法</p> <p>(7) 縦横断線の位置</p>
16 造成計画縦横断面図	1/1,000以上	<p>(1) 事業区域の境界</p> <p>(2) 切土等を行う前後の地盤面</p> <p>(3) 崖又は擁壁の位置</p> <p>(4) 法面保護の方法</p>
17 崖の断面図	1/50以上	<p>(1) 崖の高さ、勾配及び土質</p> <p>(2) 切土を行う前後の地盤面</p> <p>(3) 崖面の保護の方法</p>
18 擁壁の断面図	1/50以上	<p>(1) 擁壁の寸法及び勾配</p> <p>(2) 擁壁の材料の種別及び寸法</p> <p>(3) 裏込めコンクリートの寸法</p> <p>(4) 透水層の位置及び寸法</p> <p>(5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法</p> <p>(6) 擁壁を設置する前後の地盤面</p> <p>(7) 基礎地盤の土質</p> <p>(8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法</p>
19 工作物の設計図	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
20 近隣説明会実施記録		
21 廃止後の利用計画図	1/1,000以上	廃止後において行う措置及び土地利用に関する計画
22 その他市町が必要と認める書類		<p>(1) 他法令に関する許可等の写し等</p> <p>(2) F I T法に基づく再生エネルギー発電事業計画認定通知書</p>

## 1 1. 届出

(事業計画の届出)

第 1 1 条 前条第 1 項の規定による協議を行った設置者は、設置工事に着手しようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者の氏名並びに住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 太陽光発電施設の出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた事業計画が他の市町の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(届出)

第 6 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電施設事業計画届(様式第 2 号)により行うものとする。

2 前項の届出は、別表第 2 に掲げる図書を添付しなければならない。

(書類等の提出部数)

第 1 3 条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、正副 2 部を提出しなければならない。

### 【解説】

事業計画の届出を行う際の様式としては、規則で定める様式 3 号（太陽光発電施設設置事業計画届出書）により行い、その際、添付する図書については規則別表第 2 に定めています。提出については正本 1 部、副本 1 部を提出してください。



別表第2（第7条関係）

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 工事の概要 (4) 生活環境の保全に関する事項 (5) 災害の防止に関する事項 (6) 維持・管理に関する事項 (7) 廃止後において行う措置に関する事項
2 位置図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (4) 関係法令に基づく規制区域等
3 現況写真		(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真。 (2) 現況写真との照合符号及び撮影方向のわかる平面図（1/2,500以上）
4 公図の写し		不動産登記法（平成16年法律第123号）第14号第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し。 （事業区域及びその隣接地の地番、地目、地積、所有者の住所、氏名等を記入すること。）
5 土地登記簿謄本		事業区域の土地登記簿謄本の写し（事業区域を賃貸借している場合は、加えて、権利関係が確認できるもの。）
6 法人登記簿謄本 （法人以外は設置者の住民票）		
7 求積図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式
8 土地利用計画平面図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法、色彩 (5) 事業区域内の植栽 (6) 事業区域内の柵、塀、擁壁等の位置及び形状

		(7) 柵、塀から太陽電池モジュールまでの距離 (8) 施設の設置完了時における土地の形状 (9) 縦横断線の位置
9 土地利用計画縦横断図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 施設の完了時における土地の形状 (4) 工作物の形状、高さ (5) 事業区域内の柵、塀、擁壁等の形状、高さ (6) 太陽電池モジュールの傾斜角度 (7) 事業区域内の地盤の形状及び勾配 (8) 縦横断線の位置
10 完成予想カラー図		
11 影響予想図		太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲
12 排水流域図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 集水系統のブロック別色分け (4) 地表水及び排水施設の水の流れの方向 (5) 流量計算書との照合符号 (6) 放流先水路の水の流れの方向、位置及び放流先水路の名称
13 排水施設計画図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 排水の区域界 (4) 排水施設の位置、種類、材料、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (5) 流量計算書との照合符号 (6) 放流先水路断面 (7) 排水施設構造図等 (1/50以上)
14 流量計算書		区域内の雨水排水に係る計算書
15 造成計画平面図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高

		(5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面保護の方法 (7) 縦横断線の位置
16 造成計画縦横断面図	1/1,000以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面保護の方法
17 崖の断面図	1/50以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
18 擁壁の断面図	1/50以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法
19 工作物の設計図	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
20 近隣説明会実施記録		
21 廃止後の利用計画図	1/1,000以上	廃止後において行う措置及び土地利用に関する計画
22 その他市町が必要と認める書類		(1) 他法令に関する許可等の写し等 (2) FIT法に基づく再生エネルギー発電事業計画認定通知書

## 1 2. 変更の届出

(事業計画の変更の届出)

- 第12条 設置者は、前条第2項に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更(以下「軽微な変更」という。))を除く。)をしようとするときは、当該変更後の設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更をする内容を市長に届け出なければならない。
- 2 設置者は、軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。
- 3 第9条の規定は、前2項の規定による変更をする場合について準用する。この場合において、第9条第1項中「設置工事」とあるのは、「事業計画の変更後の設置工事」と、「当該太陽光発電施設の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)」とあるのは、「変更後の事業計画」とする。
- 4 設置者は、軽微な変更をする場合における前項の規定により準用する第9条第1項の近隣関係者への説明及び同条第3項の報告については、規則で定めるところにより行うことができる。

(変更の届出)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電施設事業計画変更届(様式第3号)により行うものとする。

- 2 前項の規定による届出書には、別表第3に定める図書を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするとき。
- (2) 条例第11条第2項第2号の規定により届け出た着手予定日を当該着手予定日より後の日にする変更又は同号の完了予定日を変更しようとするとき。
- 2 前項に規定する変更をしようとするときは、変更後遅滞なく、その旨を太陽光発電施設事業計画の軽微な変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 3 前項に規定する届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。
- 4 第1項第1号の規定による変更をする場合は、当該変更後の設置者又は管理者が届け出なければならない。
- 5 条例第12条第4項の規定による近隣関係者への説明は、書面の配布又はこれに代わる方法により行うことができるものとし、同項の規定による市長への報告は、第2項の規定による届出を当該報告とみなすことができるものとする。

別表第3 (第8条関係)

図書の種類	明示すべき事項
1 変更内容の分かる図書	(1) 事業区域の所在地及び面積の変更内容 (2) 太陽光発電施設の出力の変更内容

	(3) その他市長が必要と認める事項に関する変更内容 (4) 近隣関係者説明会実施報告書
2 その他市長が必要と認める書類	

別表第4（第9条関係）

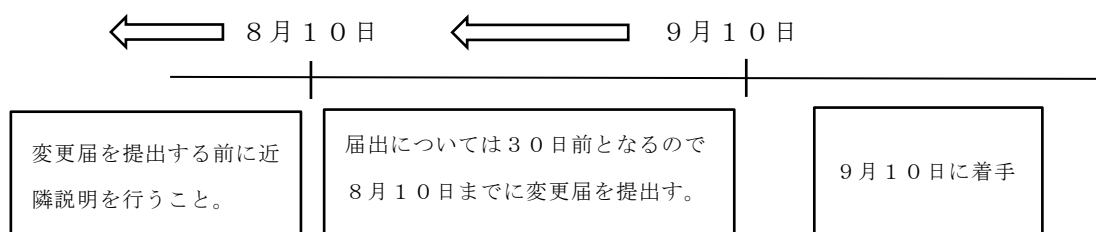
図書の種類	明示すべき事項
1 変更内容の分かる図書	(1) 設置者の変更内容 (2) 管理者の変更内容 (3) 近隣関係者説明に用いた書類 ※近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行った場合は近隣関係者説明会実施報告書を添付すること。
2 その他市長が必要と認める書類	

【解説】

(1) 事業計画のうち、①事業の着手予定日及び完了予定日、②事業区域の所在地、面積、③太陽光発電施設の出力、④構造物の設計変更を行おうとする場合は、近隣関係者への説明を実施した上で、工事に着手する日の30日前までに、変更後の事業計画を行ってください。

※事業計画の変更のイメージ

着手を9月10日に行う事業計画の変更



(2) 軽微な変更の取扱いについて

①着手予定日及び完了予定日の軽微な変更

着手予定日を太陽光発電施設設置事業計画届出書で届け出た日より前にした場合は、近隣関係者に対する影響が大きいため軽微な変更として取り扱わない。しかし、着手予定日より着手が遅れる場合や、工事完了予定日を変更する場合には軽微な変更として取り扱う。

②設置者、管理者の氏名及び住所の変更

事業計画のうち、設置者、管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更については工事内容に直接影響し

ないことから、変更が生じれば遅滞なく、変更後の氏名及び住所を届け出てください。

設置者の氏名及び住所の変更を行う場合は、当初の届出者ではなく、変更後の設置者が届出を行ってください。

### ③軽微な変更における近隣関係者への説明について

「①着手予定日及び完了予定日の軽微な変更」及び「②設置者、管理者の氏名及び住所の変更」については、届出の前に近隣関係者への説明が必要です。

軽微な変更における近隣関係者への説明については文章によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととする。

### 事業計画の変更と近隣関係者への説明の有無

変更の内容	近隣関係者への説明の方法
着手予定日及び完了予定日(着手予定日を早める場合)	近隣関係者説明会実施報告書による報告
事業区域の所在地、面積	
太陽光発電施設の出力	

### 軽微な変更の種類

変更の内容	近隣関係者への説明の方法
着手予定日及び完了予定日(着手予定日より着手の日を遅くする場合)	文章(回覧等)による説明で可。近隣関係者説明に用いた書類を添付
設置者、管理者の氏名及び住所の変更	

## 1 3. 工事完了の届出

(工事完了の届出)

第13条 第11条第1項及び前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第9条 条例第13条の規定による届出は、太陽光発電施設設置工事完了届(様式第5号)により行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、別表第5に掲げる図書を添付しなければならない。

### 別表第5 (第10条関係)

図書の種類	明示すべき事項
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真。
2 その他市長が必	

要と認める書類	
---------	--

**【解説】**

設置工事が完了した場合は、完成写真を添付して届け出ることとしており、工事完了について書面で確認することとしています。完成写真は、施工の工程、施設の全景がわかる写真及び標識の文字が確認できる写真を貼付し、設置工事完了届出書(様式第5号)に添えて届出を行ってください。

## 14. 廃止の届出

(廃止の届出)  
 第14条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)  
 第10条 条例第14条の規定による届出は、太陽光発電施設廃止届(様式第6号)により行うものとする。  
 2 前項に規定する届出書には、別表第6に定める図書を添付しなければならない。

別表第6 (第11条関係)

図書の種類	明示すべき事項
1 廃止前の現況写真	廃止前の事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真。
2 廃止後の措置を示した平面図	廃止後において行う措置に関する計画
3 その他市長が必要と認める書類	

**【解説】**

(1) 廃止の届出の趣旨

廃止の届出は施設基準の廃止後の措置に関する基準に照らし合わせて適切な廃止を行うようにするものです。そのため廃止する日の30日前に届け出ることとしています。廃止を行う前に、実際どのような措置を行うのか別表第6に掲げる書類を作成し届出を行ってください。廃止の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要はありません。

(2) 廃止届を提出しない者への対応

廃止届を提出しない者に対しては、条例第15条により、太陽光発電施設等の状況に関する報告を求め、太陽光発電施設等の状況や設置者及び管理者の対応に応じて、条例第16条に基

づき指導及び助言をすることも可能とします。また、従わない場合は、条例第17条に基づき、勧告および公表をおこないます。

## 15. 報告

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、太陽光発電施設の設置又は管理に関する状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

### 【解説】

設置工事中又は維持管理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設の状況を確認する必要がある場合には、設置者又は管理者に対し、現状の報告を求められるよう報告徴収の規定を設けています。

## 16. 指導及び助言

(指導又は助言)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

### 【解説】

#### (1) 指導又は助言の趣旨

本条例に基づき届出等が提出された際に、施設基準に適合しない場合や、近隣関係者への説明が十分になされていない場合が考えられます。その場合、届出者に対して、施設基準への適合や近隣関係者への説明を求めるため、指導又は助言の規定を設けています。

#### (2) 「助言」と「指導」の違い

「助言」とは、ある行為をする上で必要な事項について助けとなる進言をすることをいいます。

「指導」とは、相手に対してなすべきことを示して、相手方を一定の方向に誘導することをいいます。そのため、指導に従わない場合は、勧告を行う事が出来ます。

#### (3) 指導に対する報告

指導により、なすべきことを示された場合、設置者又は管理者は指導により講じた内容について報告を行わなければなりません。



## 17. 勧告及び公表

第17条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、期限を定めて必要な措置を講じることを勧告できる。

- (1) 第11条から第14条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称並びに住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

（勧告）

第11条 条例第17条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（公表の方法）

第12条 条例第17条第2項の規定による公表は、三木市公告式条例（昭和29年三木市条例第6号）第7条の規定による公告のほか、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

### 【解説】

#### (1) 勧告及び公表の目的

本条例の目的が達せられるよう施設基準に適合しない太陽光発電施設等については、指導・助言を行います。正当な理由がなく、指導に従わない場合は、設置者又は管理者の責務を果たしていないと判断し、必要な措置を講ずるよう勧告が行えるようにしています。

また、勧告に従わない場合、勧告の内容や設置者の氏名等を公表し、広く知らしめることで、自主的な措置を促すとともに、条例遵守のため公表に関する規定を設けています。

#### (2) 勧告の対象

- ①事業計画の届出（条例第11条）、変更の届出（条例第12条）、完了の届出（第条例13条）、廃止の届出（条例第14条）の届出を行わない場合、また虚偽の届出を行った場合
- ②市長が当条例に関し必要があると認めるときに、求めた報告の提出（条例第15条）を行わない又は、虚偽の報告を行った場合
- ③施設基準に適合しない場合や近隣関係者への説明が十分になされていない場合に指導を行い、正当な理由なく指導に従わないとき。

## 1 8. 経過措置

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

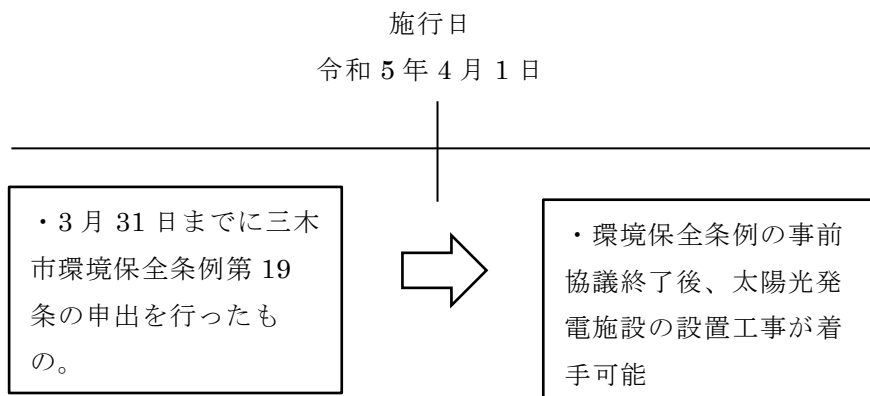
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、三木市環境保全条例第19条の規定による事前協議に係る申出があった設置工事（施行日以後に第3条の適用を受けることとなる太陽光発電施設に係るものに限る。）については、第11条の規定による届出があったものとみなし、施行日以後に着手する設置工事について適用する。
- 3 施行日の前日までに設置工事に着手し、又は設置工事が完了している太陽光発電施設のうち、施行日以後に第3条の適用を受けることとなるものについては、施行日以後の施設基準（第8条第2項第3号及び同項第4号に限る。）及び第14条から第17条までの規定（維持及び管理並びに廃止に関する規定に限る。）を適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、施行日の前日までに設置工事に着手し、若しくは設置工事が完了しているもの又は三木市環境保全条例第19条の規定による事前協議に係る申出があった太陽光発電施設のうち、施行日以後に第3条の適用を受けることとなるものについては、第7条、第8条第2項第1号及び同項第2号の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に第12条第1項に規定する事業計画の変更をすることにより、第7条、第8条第2項第1号及び同項第2号の適用を受けることとなる太陽光発電施設における当該変更に係る部分以外の部分に限る。

### 【解説】

- (1) 令和5年3月31日まで三木市環境保全条例第19条の申出を行った設置工事

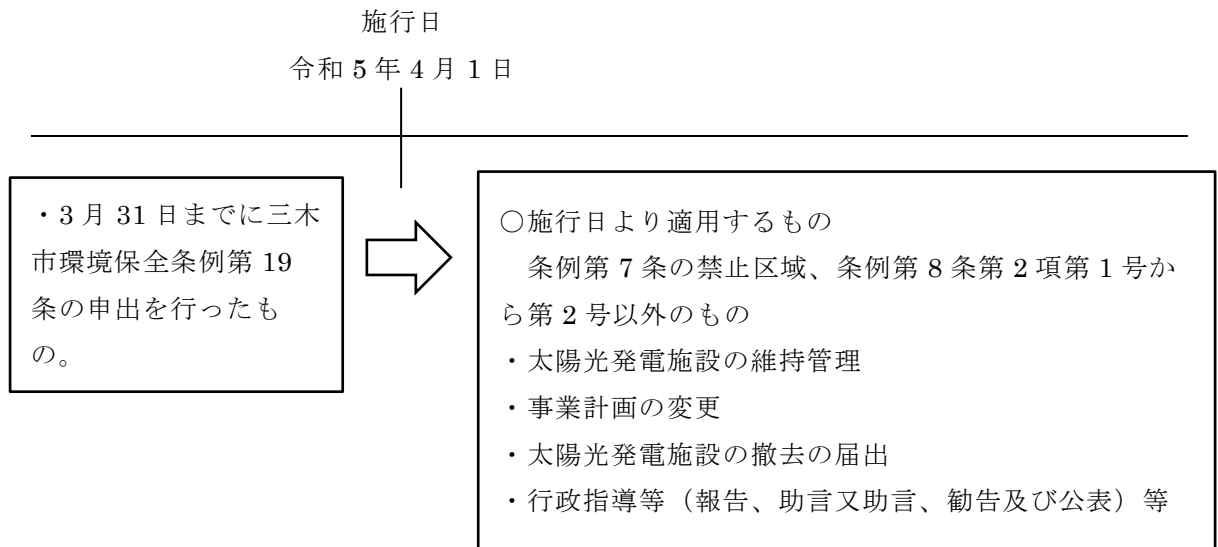
#### ①条例の施行の日の前日までに三木市環境保全条例第19条の申出をした設置工事

条例施行日の前日までに三木市環境保全条例第19条の申出をした太陽光発電施設については条例施行日以降、「三木市太陽光発電施設の設置に関する条例」により届出を行ったものとする。



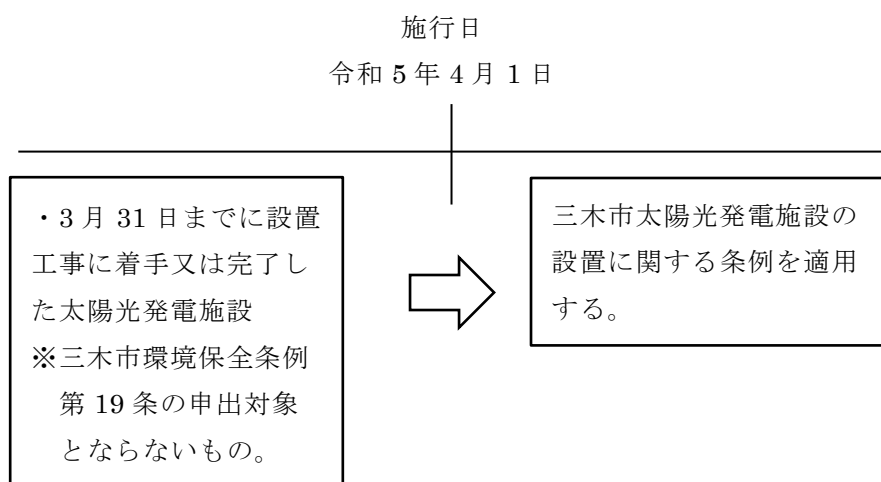
②条例の施行の日以降の取扱いについて

条例施行日の前日までに三木市環境保全条例第19条の申出をした設置工事については、条例の施行の日以降については、条例第7条の禁止区域、条例第8条第2項第1号から第2号の規定は適用しない。ただし、条例第8条第2項第3号から第4号の規定は適用されるので、太陽光発電施設の適切な維持管理、廃止の届出については遵守してください。



(2) 条例施行日の前日までに完成及び設置工事に着手した太陽光発電施設

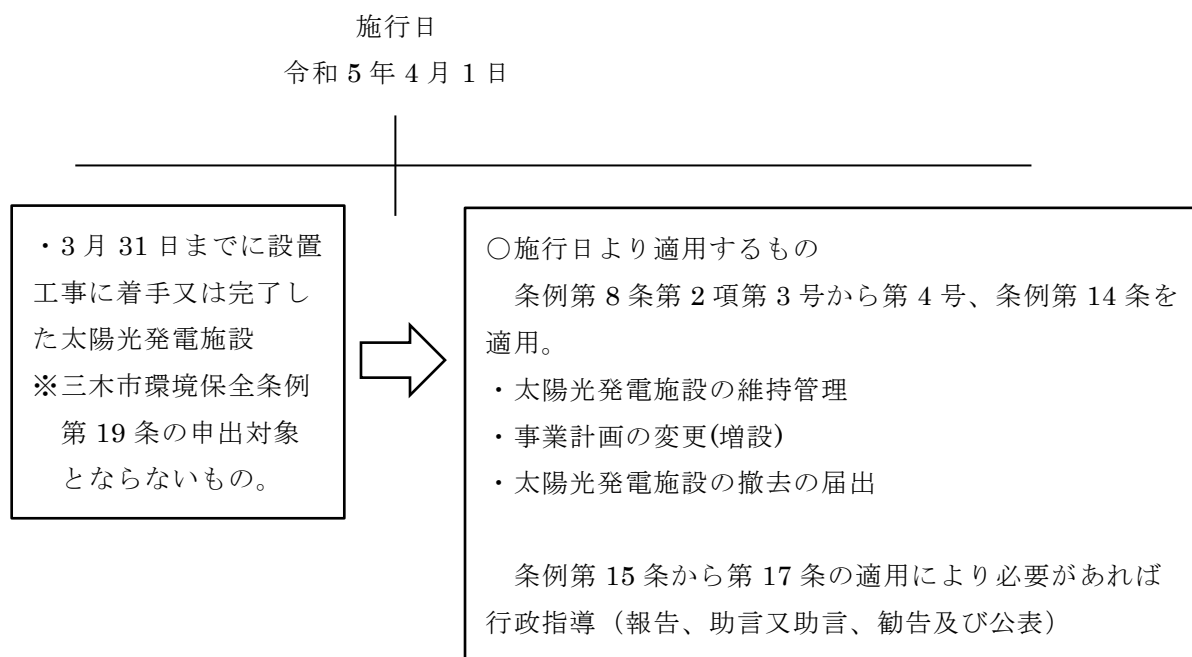
① 条例施行日の前日までに三木市環境保全条例19条による事前協議の申出の対象にならず、完成及び設置工事に着手した太陽光発電施設については条例施行日以降、「三木市太陽光発電施設の設置に関する条例」により届出を行ったものとする。



② 施行日前の設置工事に対する条例第8条第2項第3号から第4号の適用

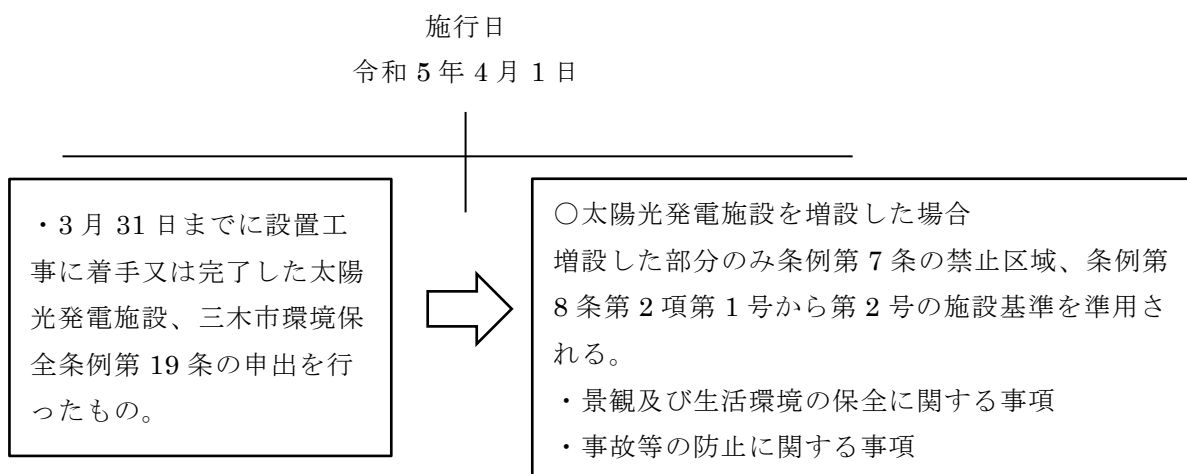
条例施行日の前日までに完成及び設置工事に着手した太陽光発電施設については、条例第8条第2項第3号から第4号、条例第14条を適用するため、適切な維持管理を行い、廃止の際は事業廃止届出書を提出する必要があります。また、条例第15条から第17条の適用

により必要があれば行政指導を行うこととなります。



(3) 施行日前の設置工事に対する条例第 12 条第 1 項の適用について

条例施行日の前日までに完成及び設置工事に着手した太陽光発電施設、三木市環境保全条例第 19 条で協議を行った太陽光発電施設については、条例第 12 条第 1 項の規定が適用され、設置内容の変更のさいには、太陽光発電施設設置事業計画変更届出書により届出をしなければいけない。ただし、条例第 11 条第 2 項第 3 号から第 4 号までに規定する事項の変更が行われた場合、条例第 8 条第 2 項第 1 号から第 2 号の施設基準を適用する。



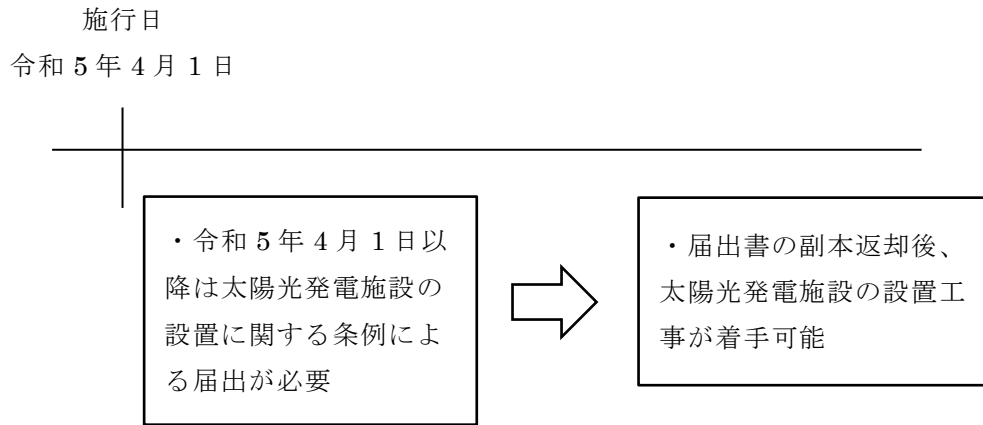
○注意

施行日前に設置された太陽光発電施設は軽微な変更の届出（設置者、管理者の変更）の  
対象にならない。

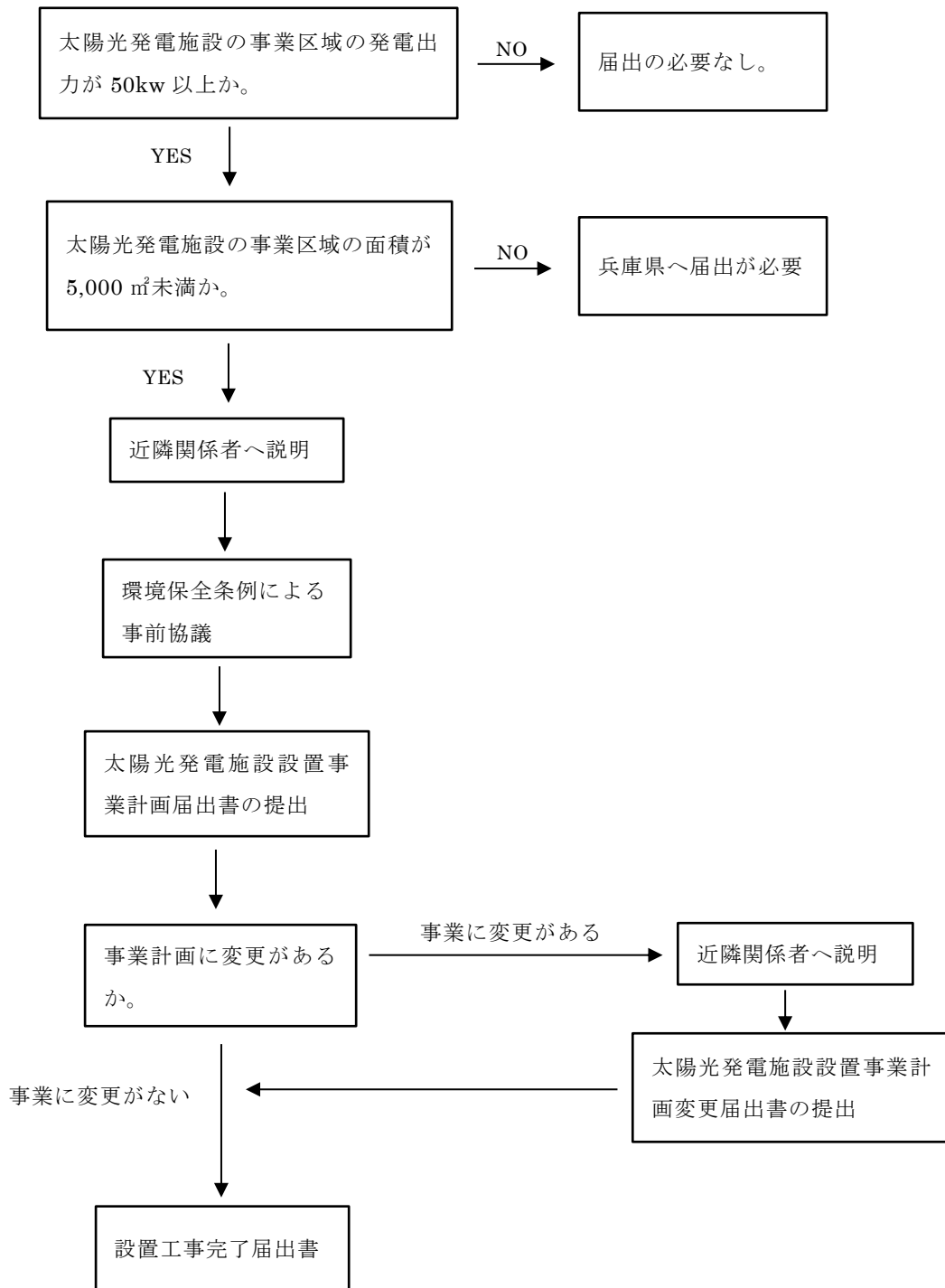
○条例施行日（令和 5 年 4 月 1 日）以降の届出について

(1) 条例による届出が必要な時期について

令和5年4月1日以降に太陽光発電施設の設置について届出を行う場合



三木市太陽光発電施設の設置に関する条例に基づく手続の流れ①  
(事前協議から設置工事完了まで)



三木市太陽光発電施設の設置に関する条例に基づく手続の流れ②  
(太陽光発電施設の発電開始から廃止まで)

